

令和 7 年度坂出市放課後児童クラブみのり教室入室案内

坂出市教育委員会教育総務課

1. 対象者

- ① 坂出市内に居住し、保護者が就労等により昼間家にいない児童（保護者が育児休暇期間中は利用不可）
- ② 小学校から徒歩でみのり教室（児童館内）に通える児童

2. 開設日

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）開設、土曜日は月 1 回程度開設します。
なお、学校が臨時休業の場合、警報が発令された場合等には、教室は休室します。災害発生時や感染症拡大等の場合には、開設日時を変更する場合があります。

3. 利用区分及び利用者負担額

	8 月以外	8 月
年間を通して利用	3, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
長期の学校休業日のみ利用	1, 5 0 0 円	6, 0 0 0 円

- 「年間を通しての利用」の方のみ、月の 16 日以降から利用開始または 15 日までに利用終了する場合、半額となります。
- 同一世帯から 2 人以上の児童が入室する場合、2 人目以降は半額となります。
- 市民税非課税世帯及び生活保護世帯については、申請により利用料が免除となります。なお、年度ごとに申請が必要です。

4. 利用者負担額の支払い方法

利用者負担額は、口座振替により毎月末日（末日が土日・祝日の場合は翌営業日）に納入していただきます。振替手数料は無料です。**2 月末日**までに必要事項を記入した「坂出市市税等口座振替・自動払込利用申込書」と通帳印を持参の上、希望する金融機関にて速やかに手続きを行ってください。なお、一度手続きをされた方は、変更がある場合のみ、手続きをお願いいたします。口座振替後、領収証は発行しませんので通帳記入にてご確認ください。

5. 実費負担等

おやつ代月額 1, 000 円程度及びスポーツ安全保険料(年間 800 円)が別途必要です。

6. 入室申請受付期日

◇令和 7 年 2 月 1 4 日（金）まで（期日厳守）◇

4 月 1 日からの入室を希望する方は、必ず上記期日までに申請してください。
夏季休業日以降のみ利用を希望する方も、上記期日内に申請してください。

- ・現在、利用されている方も、毎年申請が必要です。
- ・上記期日を過ぎて申請した場合は、4 月 16 日（水）以降の入室となります。
- ・年度途中の申請については、入室が承認されるまでに約 10 日程度の日数を要しますので、余裕を持つての申請をお願いします。教室の利用児童数の状況によっ

ては入室できない場合がありますので、ご了承ください。

7. 入室申請に必要な書類

①みのり教室利用申請書

②就労証明書

③調査票

④口座振替申出書（金融機関へ提出。新１年生は全員・新規利用者のみ）

※必要書類が添付されていない場合は受付できません。なお、ご家庭の事情により、就労証明書にかわる各種証明書等が、別途必要な場合があります。

8. 申請書等提出先

みのり教室（坂出市社会福祉協議会 3 階児童館・坂出市寿町 1 丁目 3-38）まで 13 時 30 分～17 時の時間帯にご提出ください。左記の時間帯の提出が難しい場合は、坂出市教育委員会教育総務課（平日：8 時 30 分～17 時 15 分）へ提出願います。児童館及び小学校へは提出しないようにしてください。

9. 病気やケガの時

教室での病気やケガについては、教室内で様子を見ながら対応しますが、状況によっては、直ちに保護者にお迎えをお願いする場合や救急車で搬送する場合がありますので、必ず連絡のとれる緊急連絡先を届け出ください。

10. 保護者等の送迎について

児童の安全のため、保護者等（18 歳以上、高校生不可）による教室出入り口までの送迎をお願いいたします。皆様が気持ちよく利用できるよう利用時間を守っていただき、お迎えが遅れる場合は子育てタクシーやファミリーサポートセンター等をご利用ください。

11. カメラ撮影・写真掲載等

KBN や市広報の取材などによるカメラ撮影や写真掲載（広報誌、HP 等）を希望されない方は、あらかじめ教室までお申し出ください。

12. 退室

利用料の滞納が続く場合や、支援員の指導に従わない等で教室の運営に著しく支障をきたすおそれがあると判断した場合は、退室していただくことがあります。

13. 入室案内に関するお問い合わせ先

坂出市教育委員会 教育総務課 管理係 TEL：0877-44-5026

〒762-0003 坂出市久米町一丁目 18 番 20 号（坂出市教育会館 2 階）